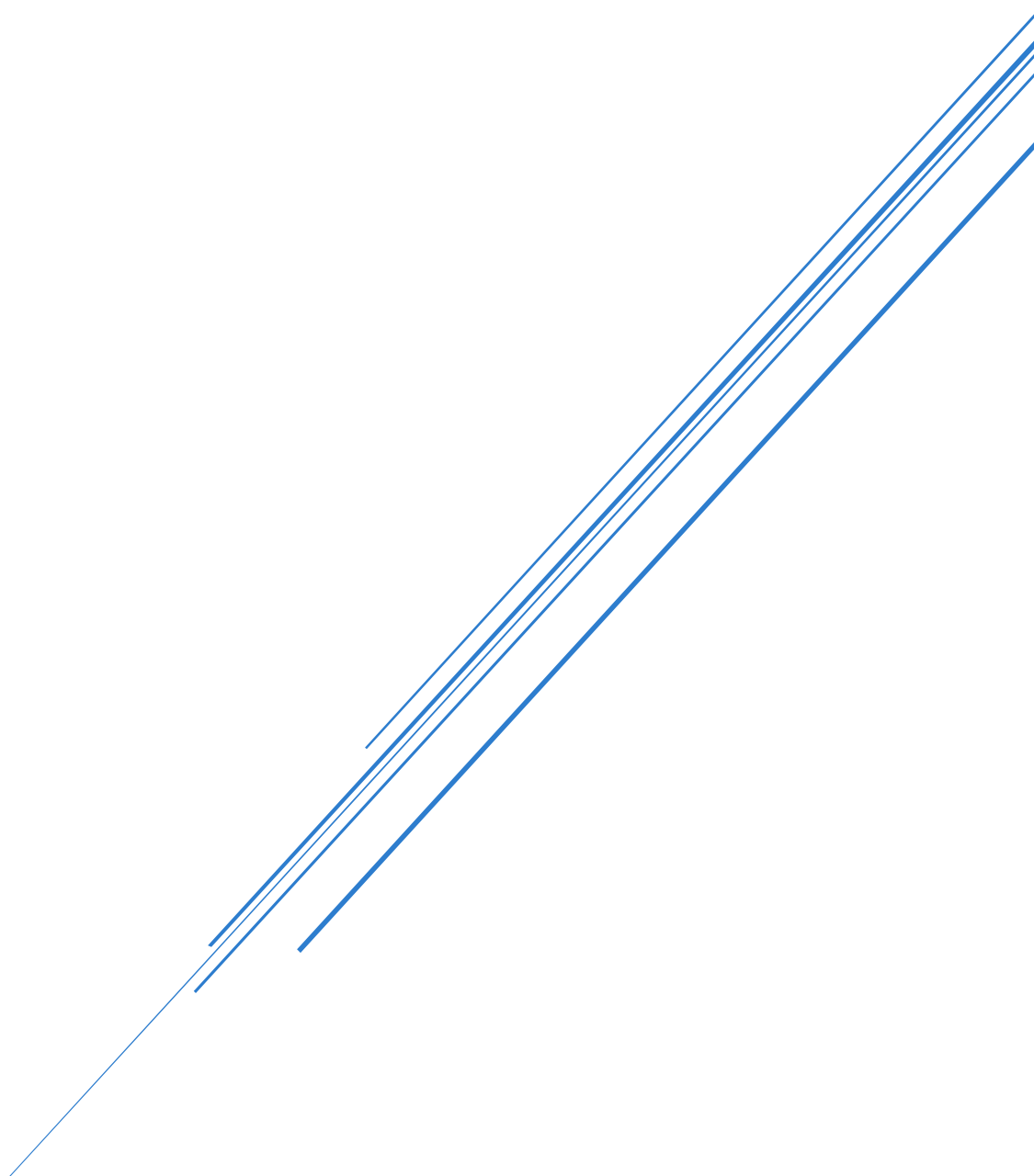


中間市都市計画マスタープラン

概要版(素案)



中間市

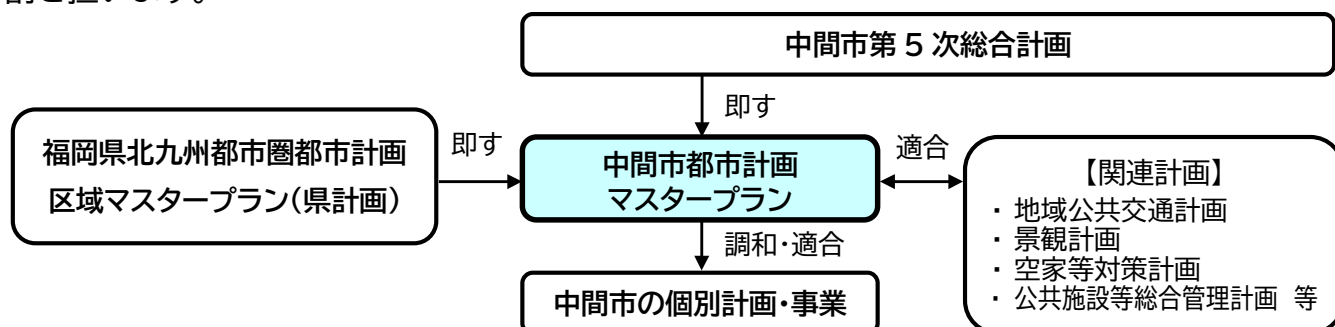
都市計画マスタープランとは

■都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープラン(都市計画法第18条の2に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」)は、身近な都市空間の充実や地域の個性を活かしたまちづくりにむけて、土地利用のあり方、道路や公園、住宅づくりなど、都市計画に関する基本的な方針を定める計画です。

■位置付けと役割

中間市都市計画マスタープラン(以下「本計画」という。)の策定においては、まちづくりの将来像の統一や一体性を確保するため、福岡県北九州都市圏都市計画区域マスタープラン(県計画)や中間市の最上位計画となる「中間市第5次総合計画」に即すと同時に、関連する計画との整合を図ります。また、本計画は、中間市の都市計画に関する個別の細かな施策・事業の指針として、重要な役割を担います。



■目標年次

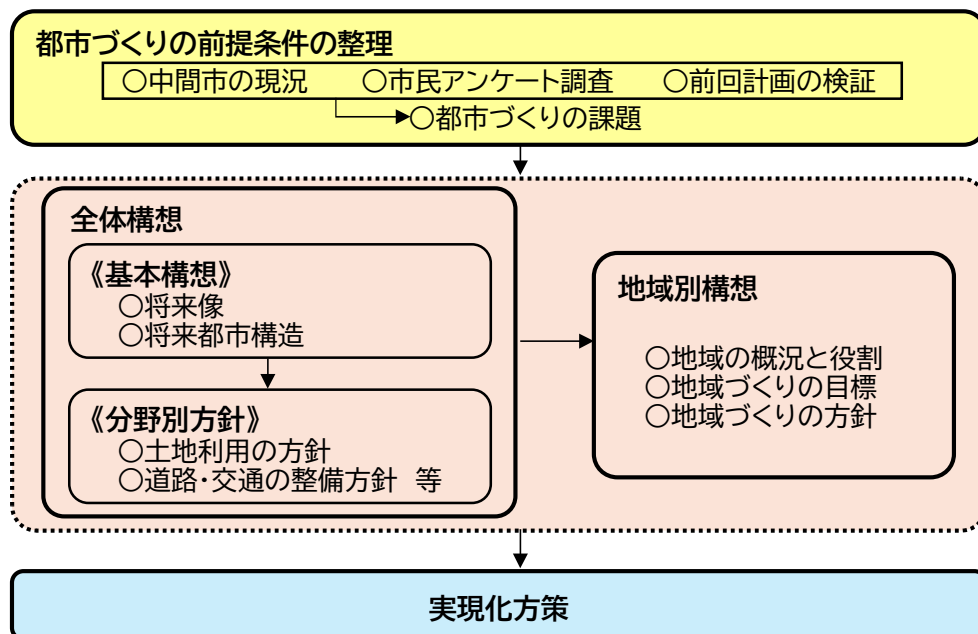
計画期間は、令和7年度を基準としておおむね15年後の令和22年を目標年次とします。ただし、市民からの要望、社会情勢の変化、各種計画の変更など本市を取り巻く情勢の変化を踏まえて、適宜見直しを行います。

■構成

本計画は、大別して「全体構想」と「地域別構想」により構成されています。

全体構想は、上位計画の位置付けや課題を踏まえ整理した都市づくりの理念や目標、都市構造などの基本構想や、その実現にむけた各分野の方針を定めます。

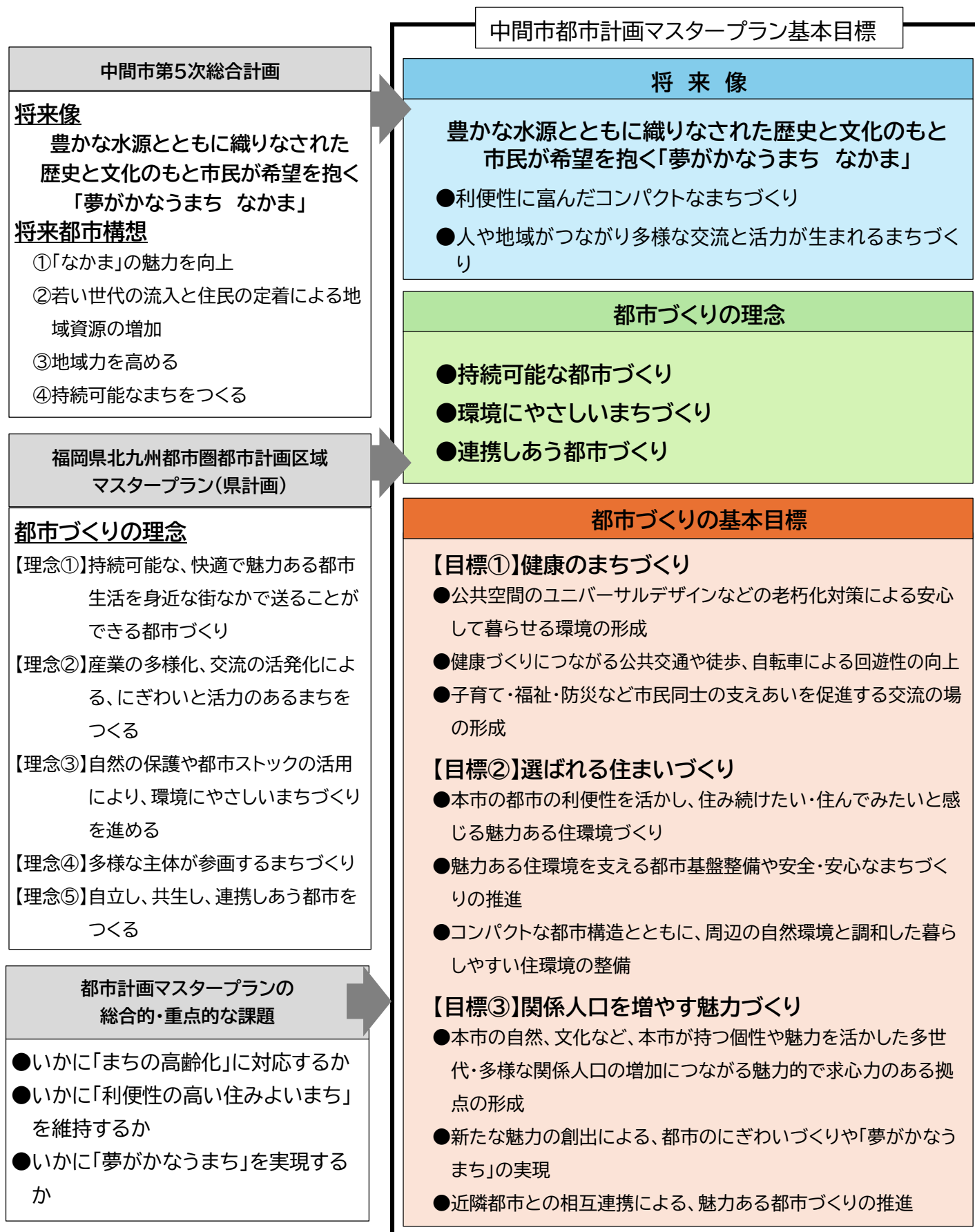
地域別構想は、全体構想に基づいて各地域の現況と特性を踏まえ、地域の役割や目標を示すとともに、それらに対応したまちづくりの推進方策を定めます。



都市づくりの目標

■本計画の将来像・理念・基本目標

本計画の将来像・理念・基本目標は、上位計画である中間市第5次総合計画や福岡県北九州都市圏都市計画区域マスタープラン(県計画)における将来像及び理念を踏まえつつ、本市の総合的・重点的な課題を解決するため、以下のとおり設定します。



将来都市構造

■将来都市構造

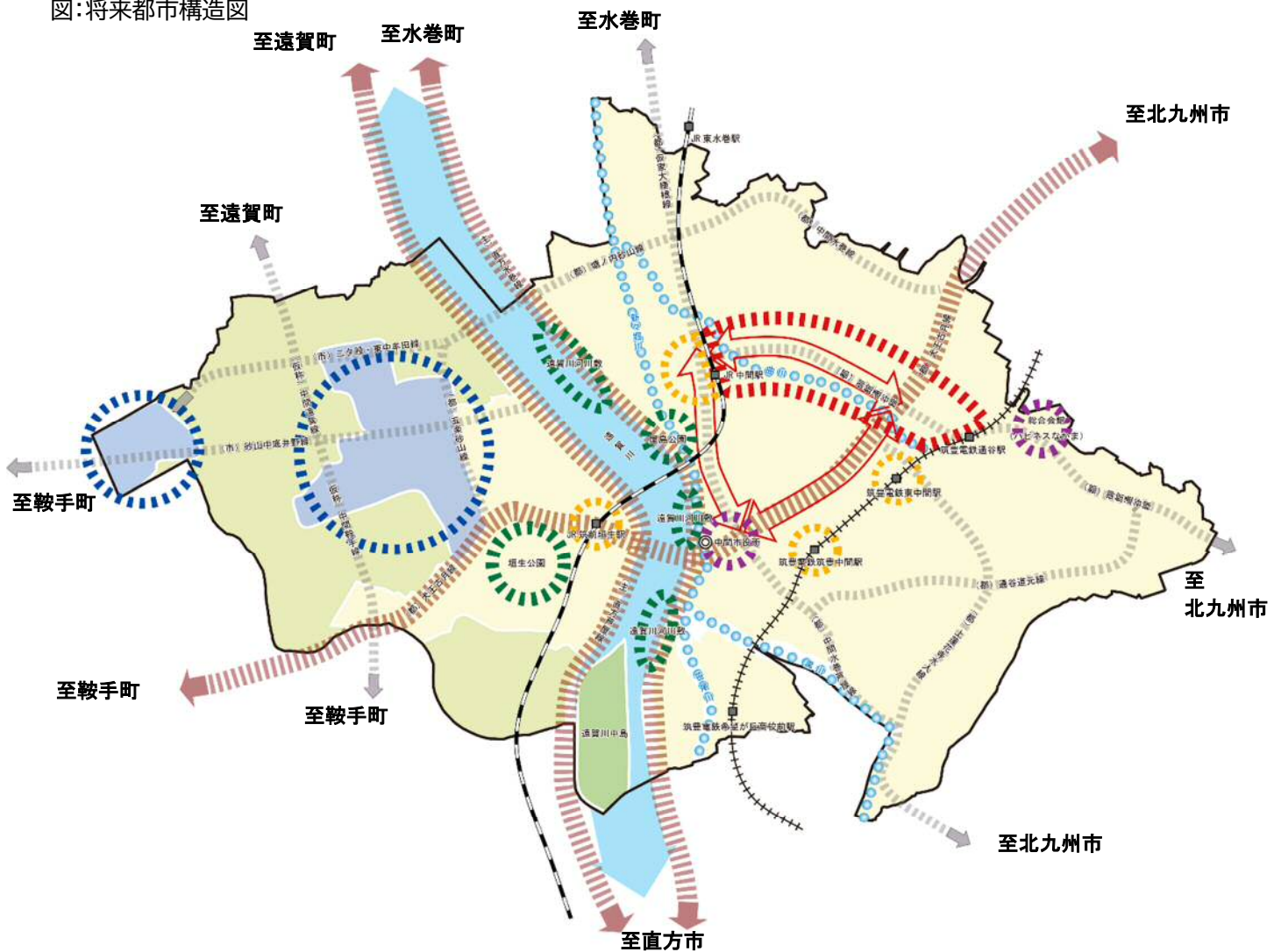
都市づくりの目標を実現するために、誘導すべき都市機能や適切な土地利用・都市施設の配置方針など、将来的に実現を目指す基本的な方向性を「都市構造」として整理します。

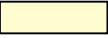
都市構造は、以下に示す3つの要素で構成します。

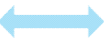
《都市構造を構成する要素》

- 都市拠点: 都市活動の中心的な場で特性に応じた機能の集積を図る
- 都市軸: 都市間交流や拠点のネットワークを担う動線、線形
- ゾーン: 主な機能毎に区分した土地のまとまり

図: 将来都市構造図



ゾーン		
	市街地ゾーン	商業・業務系利用や、住宅利用など都市生活を営むゾーン
	流通・工業ゾーン	工業団地など、工業機能を集積するゾーン
	田園集落ゾーン	優良農地や山林の保全を図るゾーン 田園環境と調和のとれた住宅地を形成するゾーン
	自然緑地ゾーン	遠賀川にある中島で自然環境の保全・活用を図るゾーン

都市軸		
	都市中心軸	各拠点を結び、都市の営みを形成する中心軸 既存商店街や商業・業務・医療・福祉等の都市機能の集積を促進し、生活利便性を創出するとともに、本市の中心地としてのにぎわいの創出を進める基軸
	広域都市連携軸	本市と周辺地域の広域的な交流を促す軸 九州縦貫自動車道や国道3号など高規格幹線道路へのアクセス軸
	都市間連携軸	各拠点を結び、市内の日常生活や交流の利便性を高める役割を担う軸 広域都市連携軸の補助幹線の機能を有す軸
	自然交流にぎわい軸	自然や文化とふれあい・交流し、市民・来訪者に安らぎ・うるおいを与える軸
	親水交流軸	市民の憩いの場として、親水空間の創出や散策路など、歩行者道線としての役割を担う軸

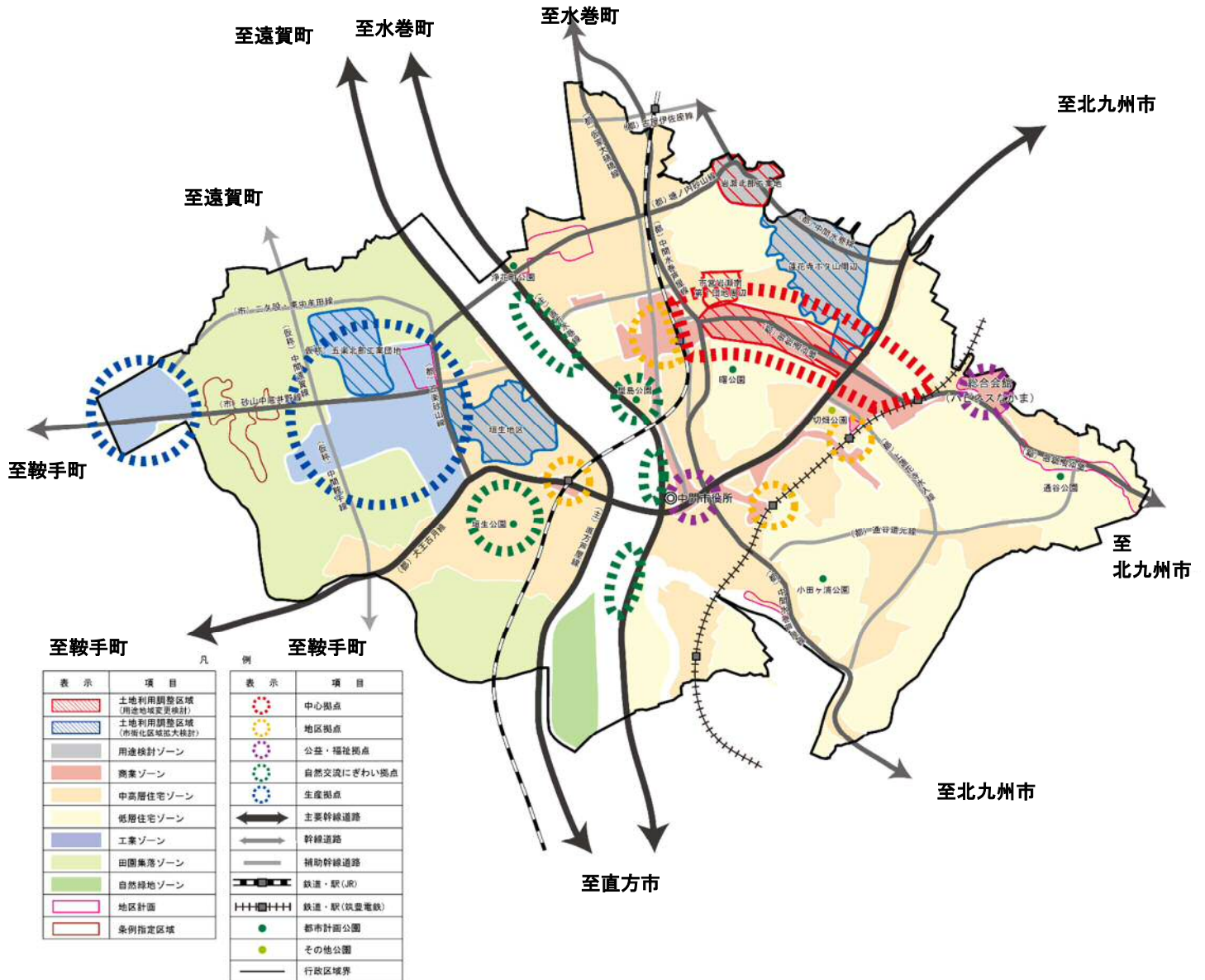
都市拠点		
	中心拠点	都市生活を営む上で核となる地区で、本市のにぎわいや活力を形成する地区
	【中心拠点創出にむけた方針】 ●本市の活性化を牽引する拠点として、様々な都市機能の維持・誘導、公共施設の再編等に伴う跡地の有効活用、ハード・ソフトの一体的な事業の検討による魅力向上 ●歩きやすい空間づくりや交通渋滞対策などアクセスしやすい環境形成	
	地区拠点	周辺の住宅地における住民の生活利便性を確保する地区 公共交通へのアクセス向上を図り、歩いて暮らせるまちづくりの核となる地区
	【地区拠点創出にむけた方針】 ●周辺住民の身近な生活利便性の確保を図るとともに、駅へのアクセス強化や移動の連続性の確保など、地区の身近な生活拠点としての整備	
	公益拠点	公共施設の整備や利活用、災害対策の強化を図るなど公共サービスを提供する地区 市内外の医療・保健・福祉活動等の拠点となる地区
	【公益拠点創出にむけた方針】 ●市役所周辺における市民への公共サービスの提供や災害対策の強化等 ●総合会館(ハピネスなかも)周辺における福祉機能の維持・強化や福祉活動・情報の支援・発信にむけた環境整備	
	自然交流にぎわい拠点	自然と交流し安らぎ・うるおいを与える地区 身近な動植物の生息環境の場としての機能を保全する地区
	【自然交流にぎわい拠点創出にむけた方針】 ●垣生公園周辺におけるレクリエーションや歴史、農産物などの資源を活用した市内外の交流促進 ●遠賀川河川敷周辺や屋島公園周辺における市民のスポーツ・健康交流の場の形成や、遠賀川の豊かな水とみどりを活用したにぎわいの場の形成 ●身近な動植物の生息環境として、自然環境の保全	
	生産拠点	産業の集積基地で本市の雇用の創出、産業発展を担う地区
	【生産拠点創出にむけた方針】 ●整備済みの事業所用地の活用促進と(仮称)五楽北部工業団地の整備検討	

分野別まちづくり方針

■土地利用の方針

- 集約型都市構造の形成と歩いて暮らせるまちづくり
- 地域の特徴や社会状況に対応した計画的な土地利用の推進
- 都市的土地利用と自然的土地利用が調和した適正な土地利用の規制・誘導

図：土地利用方針図



住居系土地利用の方針

多様な住環境の創出

- 用途地域等に基づく適正な土地の規制・誘導による地区に応じた住まい環境の形成
- 中高層住宅ゾーンにおける拠点周辺の特성에応じた高密度な市街地形成
- 低層住宅ゾーンにおけるみどり豊かでゆとりある市街地形成
- 公営住宅の利用実態や需要に応じた再編検討や跡地活用

良好な住環境の保全・整備

- 地区計画等の活用による、住環境の維持・保全
- 防災上課題を有する地区での、安全で快適な住環境の形成
- 空家や空き地の適正管理や有効活用、老朽化住宅の建替え促進や安全対策

商業系土地利用の方針

中心商業地

- 筑豊電鉄通谷駅から JR 中間駅をつなぐ(都)御館通谷線の一部沿道における中心拠点としてののにぎわいの創出にむけた、都市機能の集積
- 交通渋滞対策や歩行者ネットワークの形成等による回遊性のあるまちづくり

沿道商業地

- (都)犬王古月線沿道における商業・業務・サービス機能の集積
- (都)仮家大膳橋線沿道における周辺住民の身近なサービス施設の立地誘導、空き店舗対策や道路整備
- 住宅や周辺住民の生活利便に資する機能の集積が主となっている沿道商業地の一部における用途地域の見直し

工業系土地利用の方針

工業地

- 五楽・虫生津工業団地における企業の移転や誘致の推進
- 企業誘致や生産機能の強化にむけた、(仮)五楽北部工業団地整備の検討
- 周辺の既存集落地や農地に配慮した土地利用の規制・誘導

自然的土地利用の方針

農地

- 営農環境の維持、緑地機能及び自然景観の創出にむけた、優良農地の維持・保全
- 都市内緑地としての機能に配慮しつつ、市街化の動向を踏まえた市街地内農地の都市的利用への誘導

緑地

- 緑地機能、レクリエーション機能を活かした遠賀川周辺の河川敷の整備・保全
- 都市の身近な緑地、防災機能に配慮した緑地の維持・保全

市街化調整区域

- 条例、その他の法規制による田園環境と住環境が調和する集落地の形成
- 計画的な市街地整備の見通しが明らかになった地区における、市街化区域への編入検討
- 上位計画や各種関連計画との整合による、公共・公益施設の立地・誘導

土地利用の規制・誘導方針

土地利用調整区域(市街化区域拡大検討)

- 区域区分や用途地域の適正配置
- 新たに市街地整備を検討する地区について、面整備の検討や関係機関との調整による一体的な土地利用の規制・誘導を推進((仮称)五楽北部工業団地、垣生地区、蓮花寺ボタ山周辺)

土地利用調整区域(用途地域変更検討)

- 筑豊電鉄通谷駅とJR中間駅間の(都)御館通谷線の一部沿道における新たな拠点形成にむけた、土地利用の規制・誘導(商業系用途地域への変更)
- 市営岩瀬南第1団地などにおける土地の高度利用による居住環境の創出
- 岩瀬北部工業地における都市計画道路の進捗にあわせた工業及び住居利用を含めた有効な土地活用方策の検討
- 都市計画道路の整備が予定される地区周辺における沿道特性を活かした複合住宅地としての整備促進
- 公共施設や学校の再編等に伴う跡地における新たな都市機能の誘導や居住環境の向上

■道路・交通の整備方針

- 周辺地域との交流及び都市内の円滑な交通処理にむけた体系的な道路ネットワークの整備
- 公共交通の利便性の向上
- 人にやさしい交通環境の整備

図：道路網方針図



道路の体系的整備の推進

体系的な道路の整備

- 都市内の連携・交流を強化する幹線・補助幹線道路の整備及び適切な維持管理・長寿命化対策
- 交通渋滞対策や生活道路への流入抑制による円滑な交通処理の実現
- まちづくりの目標や社会情勢を踏まえた都市計画道路の整備・見直し検討

主要幹線道路・幹線道路・補助幹線道路の整備

- 広域交流の促進、交通処理の円滑化や効率化を促す主要幹線道路の整備・改善
- 主要幹線道路を補完し、市内の各地域や拠点の交流を促す幹線道路の整備・改善
- 主要幹線・幹線道路を結び、都市内の円滑な交通を図る補助幹線道路の整備・改善

区画道路・生活道路の整備

- 地域の主要拠点へアクセスしやすい区画道路・生活道路の整備
- 道路の性質や幅員に応じた歩道整備や交通規制等の検討
- 狭あい道路の改善や歩行者等の通行に配慮した道路整備

公共交通の整備・充実

広域交通(鉄道)

- 既存路線の維持、利便性の向上を目指した運営施策の充実
- 駅周辺へのアクセス道路の整備・改善や駅施設の整備・充実

地域内交通(路線バス・コミュニティバスなど)

- 路線バスやコミュニティバスなどの公共交通ネットワークの利用促進
- バス路線の存続、利用促進のための施策の充実・支援

交通環境の整備・充実

人にやさしい道路空間の確保

- ユニバーサルデザインに配慮した道路整備
- 通過交通の流入抑制、カラー舗装やカーブミラー、防犯灯等の設置など歩行者優先の道路整備

歩行者・自転車ネットワークの整備

- 主要拠点へのアクセスなど歩行者ネットワークの整備
- 遠賀川周辺におけるサイクリングコースの維持・改善や市街地内の自転車レーン整備など自転車走行空間の充実

駅周辺等の利便性の確保

- 移動の連続性の確保にむけた、駅前広場等の整備
- ユニバーサルデザインや都市景観に配慮した道路整備、駐車場・駐輪場の適正配置

まちづくりと一体的な道路整備の推進

- 新規に道路整備を検討する地区周辺における周辺の適正な土地利用の推進

市街地・住環境の整備方針

- 計画的な市街地の誘導
- 良好な住環境の維持・形成

計画的な市街地整備の推進

土地利用調整区域における市街地整備の検討

- 筑豊電鉄通谷駅とJR中間駅間の(都)御館通谷線の一部沿道における市街地整備事業等の検討
- 市営岩瀬南第1団地周辺における公営住宅の集約・統合に伴う跡地活用にむけた市街地整備事業等の検討
- 岩瀬北部工業地における社会情勢や市街化動向を踏まえた用途地域や地区計画等の検討
- 垣生地区や蓮花寺ボタ山周辺地区における社会情勢や市街化動向を踏まえた市街化編入の検討及びそれに伴う用途地域の適正配置や基盤整備

にぎわい創出にむけた拠点の創出

中心地の再生

- 中心拠点における様々な都市機能の維持・充実とにぎわい創出にむけたハード・ソフトの一体的な事業検討
- 歩行空間の環境整備や土地の高度利用、道路・緑地等の活用など官民連携を含めた取組み検討

垣生公園を中心とした遠賀川西部の活性化

- みどりの拠点としての垣生公園の整備・充実と農産物直売所(新鮮市場さくら館)や交流施設の活用

良好な住環境の形成

良好な住環境の維持・向上

- 市民住民主体のまちづくり誘導にむけた各種支援策の検討
- 狭あい道路など防災上課題を有する地区における住環境の安全性の確保

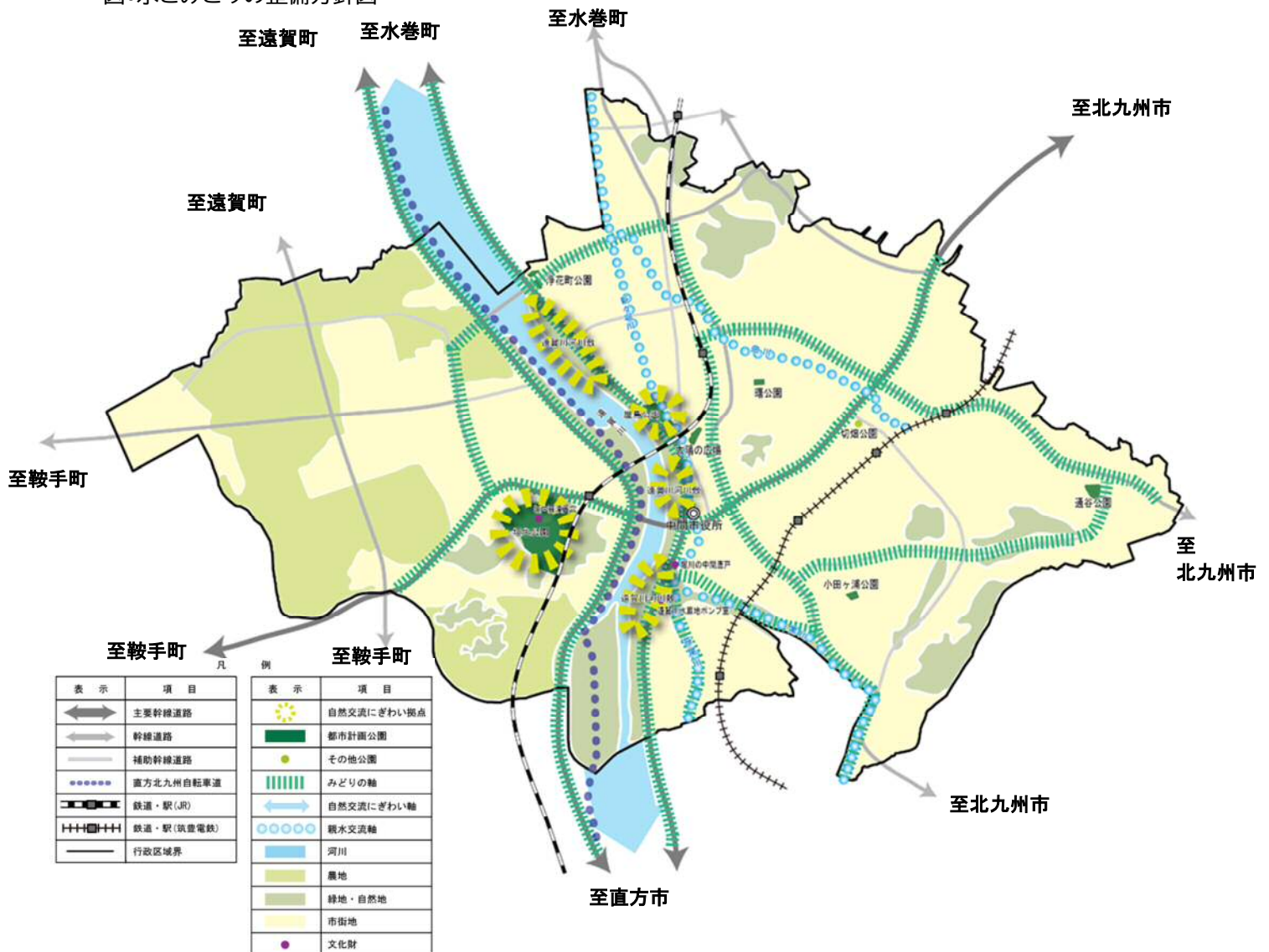
住宅供給の促進、空家対策等の実施

- 公営住宅の機能改善、老朽化施設の建替えの検討
- ユニバーサルデザインに配慮した住宅整備等の支援
- 定住促進にむけた、PR活動及び補助・支援策の検討
- 空家情報のデータベースの整備や空家バンク制度の積極的な活用の促進、空家等の相談支援による利活用

■水とみどりの整備方針

- 水とみどりを「守り」・「活用する」
- みどりを増やし育てる

図：水とみどりの整備方針図



水とみどりを「守り」・「活用する」

自然交流にぎわい拠点の整備

- 遠賀川周辺における自然との触れ合いやレクリエーション機能を有する自然交流にぎわい拠点としての維持・整備
- 垣生公園や屋島公園などを健康づくりや憩いの場としての活用、みどり空間としての拠点整備

緑地等の保全

- 公園や歴史に育まれた都市内緑地の保全
- 森林、台地等の緑地の保全
- 遠賀川西部に広がる田園環境の保全

水とみどりのネットワークの形成

- 河川とその周辺の親水空間の保全活用、植樹・植栽、道路等の街路樹や植栽等の維持管理
- 周辺市町との連携・交流による遠賀川の自然・景観資源の活用
- 水とみどりを活かした快適な住環境の創出
- 堀川の中間唐戸や近代化産業遺産などの歴史的な特徴を活かした周遊性の高い散策路としての環境整備

みどりを増やし育てる

公園・緑地の整備と適切な維持管理

- 適正な公園・緑地の配置整備及び適切な維持管理、児童遊園の有効活用

街並み緑化の推進

- うるおいある生活空間の創出や良好な都市景観の形成にむけた、公共施設の緑化推進
- 行政・市民・事業者の協働によるみどりの創出

みどりの管理と育成

- 公園・みどりの整備や主要な都市施設の整備における市民参加の促進
- 地域のみどりを守り、育むためのコミュニティづくりとその活動支援

■上下水道の整備方針

■ 快適な暮らしを支える上下水道整備の推進

下水道の整備方針

汚水計画

- 公共下水道事業の計画的な整備による河川・水路などの水質改善
- 下水道整備区域内においては、遠賀川下流流域下水道構成市町との連携・調整を図りながら流域下水道の整備
- 整備済みの区域における下水管路の適切な維持管理と長寿命化
- 新たな市街地整備の検討区域や道路整備検討区域における動向に応じた汚水計画の検討

雨水計画

- 河川改修計画や農業環境との調整による総合的な水環境の保全にむけた雨水計画の検討
- 市街地の防災力向上にむけた雨水洪水浸水対策

上水道の整備方針

上水道計画

- 良質な水道水供給にむけた、配水池・幹線配水管網の耐震化、病原菌対策、浄水確保などの総合的な実施
- 水資源の安定供給にむけた、浄配水施設の整備

■景観形成の整備方針

- 遠賀川や歴史的な特徴を活かした自然景観の創出
- 良好な住環境の形成やまちの顔となる都市景観の創出
- 協働による景観づくりの推進

自然・歴史景観の創出

自然景観の創出

- 遠賀川河川敷の保全、水辺環境の整備による市民が憩い安らぎを感じる自然景観の保全・創出
- 遠賀川西部における良好な眺望を持つ自然景観の創出

歴史景観の創出

- 遠賀川と洞海湾を結ぶ堀川(新々堀川)における、良好な親水空間の創出や散策路としての機能強化、歴史景観の維持・創出
- 遠賀川水源地ポンプ室に代表される近代化産業遺産などの周辺景観の保全
- 垣生公園の整備にあわせた、垣生羅漢百穴等の歴史景観の保全



遠賀川



遠賀川水源地ポンプ室

都市景観の創出

良好な住環境景観の創出

- 景観法や自主条例を用いた良好な住環境景観の維持・保全
- 管理が不十分で景観に悪影響を及ぼす可能性のある空家の適正管理・有効活用

市の顔となる景観の創出

- 駅前、主要道路周辺について、地区計画等の活用による魅力的な都市景観の創出
- 公共空間のデザイン誘導やモニュメントの設置、ライトアップ等の演出による、人がにぎわう都市景観の創出



(都)御館通谷線

景観形成の推進

協働・市民参加による景観づくり

- 景観形成にむけた、情報発信や連携・協力の場づくり
- 市民ワークショップ等の開催による景観検討など、市民参加の推進による景観意識の向上や各種支援の実施による市民主体の景観形成支援

景観ネットワークの形成

- 主要な幹線道路や歩行者ネットワーク・親水交流軸周辺における沿道の眺めに配慮した都市景観の創出
- 市内に点在する観光資源等の観光案内版の整備やフットパスルートの利用など魅力向上と利活用の促進

景観施策の推進

- 地区の景観特性や取組み状況に応じた計画や条例の見直し
- 景観形成の先導的役割を果たすため、拠点となる公共空間等の景観づくりを推進

■安全・安心なまちづくりの方針

- 災害に強いまちづくりの推進
- 自助・共助・公助による防災力の向上
- 交通安全・防犯環境の向上
- 人にやさしいまちづくりの推進

災害に強いまちづくりの推進

災害に強い基盤づくり

- 災害時の避難路となる道路の耐震性確保と体系的なネットワークの構築
- 狭あい道路や避難経路となる生活道路の幅員確保
- 地震による倒壊の危険性が高いブロック塀などの撤去促進
- 災害時の避難地、災害対策拠点となる公園や公共施設の防災力の向上
- 遠賀川等の河川における流域の市町一体となった総合的な災害対策

災害に強い市街地環境の形成

- 公共施設及び民間施設の耐震化の促進や不燃化の啓発
- 木造密集市街地における市街地整備事業等の検討や都市基盤の整備

地域防災力の向上

防災体制の確立

- 防災知識の普及や災害広報の多様化、避難誘導體制の強化

地域防災力の向上

- 防災意識の向上にむけた、防災訓練の実施やハザードマップ等による広報
- 企業や自治会などによる自主防災組織の拡大



交通安全・防犯環境の向上

交通安全対策

- 街頭キャンペーン、広報・ホームページへの掲載など交通安全思想の普及にむけた活動や交通安全運動の充実
- カーブミラーなどの交通安全施設や路面表示などによる交通事故の防止

防犯環境の向上

- 防災、交通、福祉など各分野との連携による防犯環境の向上
- 夜道の安全性の確保にむけた、防犯灯や防犯カメラの設置、街路灯のLED化などの推進

人にやさしいまちづくりの推進

- 各施設の整備における移動の円滑化やユニバーサルデザインの導入、市民同士の交流促進や防犯カメラの設置等による見守り体制の強化など、人にやさしいまちづくりの推進

地域別まちづくり構想

■中央地域

<地域の将来像>

中間市の顔として交流・にぎわいを創出するまち

<地域づくりの目標>

- 公共施設等の老朽化対策や人にやさしい地域づくり
- 住宅と商業がまじりあう、多様性と利便性に優れた地域づくり
- にぎわいと交流を育む地域づくり

<地域づくりの方針>

土地利用・市街地の整備方針

- 拠点特性に応じた土地利用の推進とその連携による中心地のにぎわい創出
- 利便性が高く暮らしやすい住環境の創出
- にぎわいを創出する商業地の形成
- 地域の実情に応じた適正な土地利用の規制・誘導

その他の整備方針

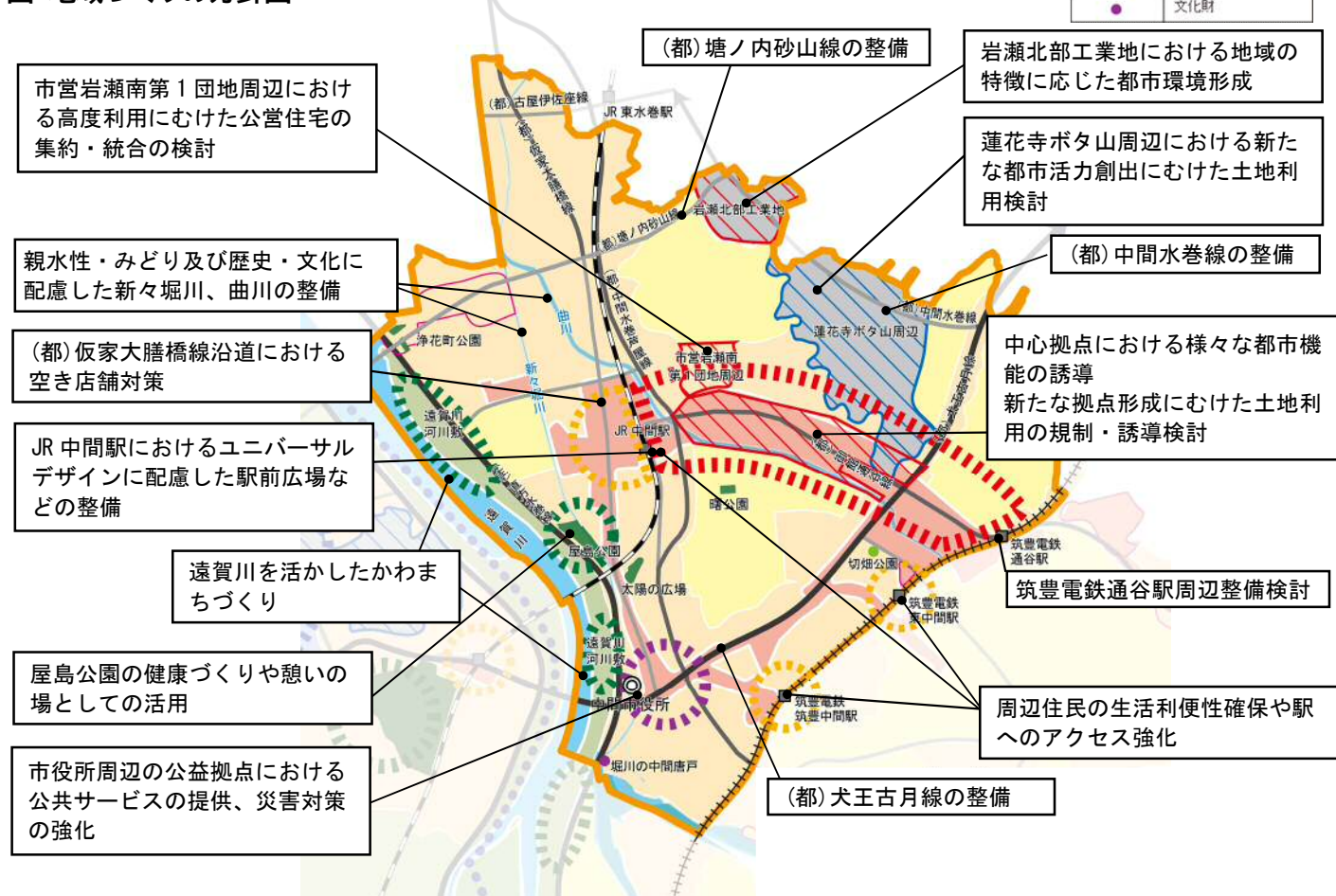
- 地域防災力の強化
- 遠賀川を活かしたかわまちづくり
- 市街地内の良好なみどりの保全と公園の適正管理
- 市の顔となる景観の創出
- 上下水道整備の推進

道路・交通の整備方針

- 本市の玄関口としての道路・交通環境の整備
- 回遊性の高い歩行者ネットワーク等の整備
- 人にやさしい歩道環境整備と安全・安心な生活道路や通学路の整備推進
- 公共交通の利便性の向上と利用促進

表 示	項 目	表 示	項 目
	土地利用調整区域 (用途地域変更検討)		中心拠点
	土地利用調整区域 (市街化区域拡大検討)		地区拠点
	用途検討ゾーン		自然交流にぎわい拠点
	商業ゾーン		公益拠点
	中高層住宅ゾーン		主要幹線道路
	低層住宅ゾーン		幹線道路
	自然緑地ゾーン		補助幹線道路
	地区計画		鉄道・駅(JR)
	地域界		鉄道・駅(筑豊電鉄)
			都市計画公園
			その他公園
			文化財

図：地域づくりの方針図



地域別まちづくり構想

■南部地域

<地域の将来像>

うるおいとゆとりにあふれた定住のまち

<地域づくりの目標>

- 暮らしを支える都市機能の充実と定住のまちづくり
- みどりに囲まれたうるおい豊かな住まいづくり
- 良好な住環境を有効活用した、安全・安心・快適なまちづくり
- 遠賀川を基調とした自然や歴史の魅力づくり

<地域づくりの方針>

土地利用・市街地の整備方針

- 良好な住宅環境の保全
- 公益拠点や地区拠点における都市機能の充実
- 市街地内緑地の保全

道路・交通の整備方針

- 都市計画道路の整備
- 人にやさしい歩道環境整備と安全・安心な生活道路や通学路の整備
- 公共交通の利便性の向上と利用促進

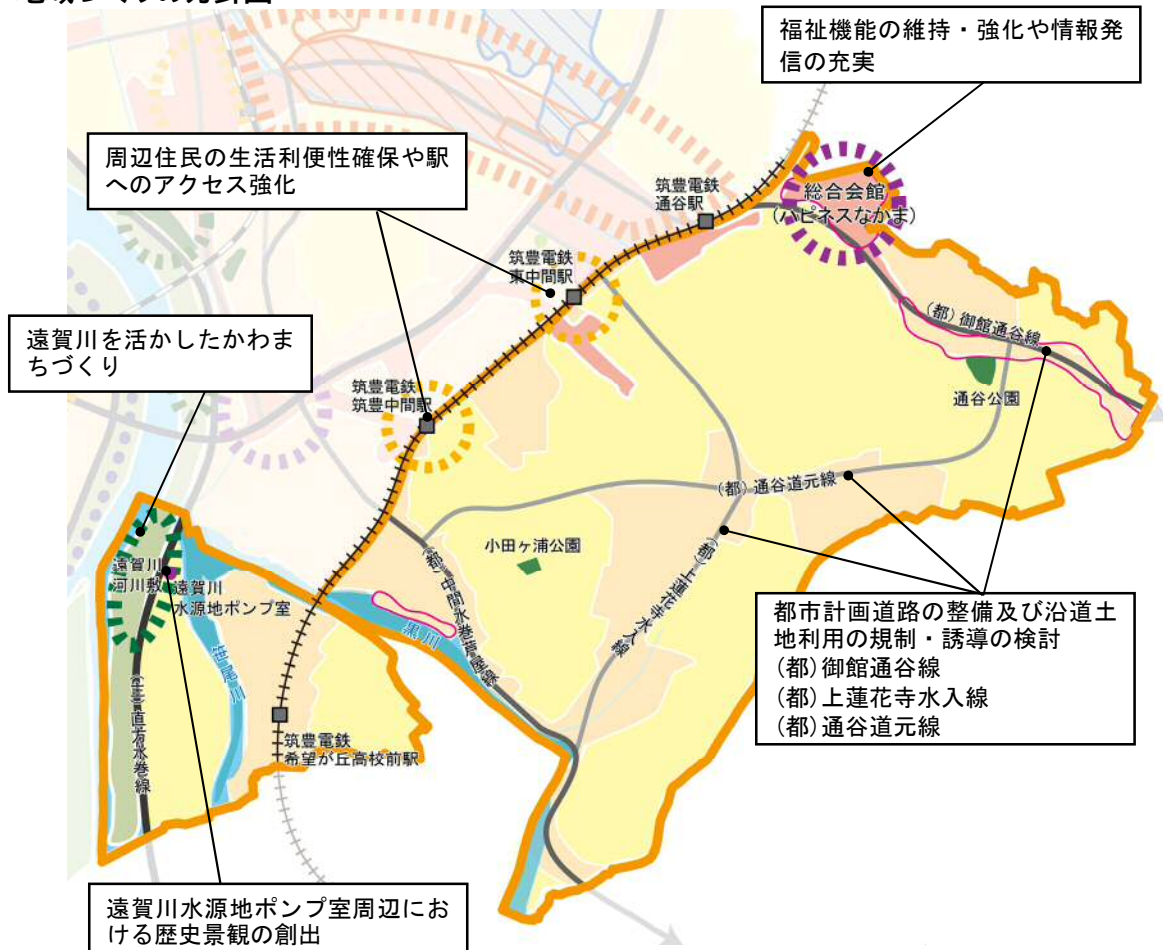
その他の整備方針

- 地域防災力の強化
- 遠賀川を活かしたかわまちづくりや歴史景観の創出
- 市街地内の良好なみどりの保全と公園の適正管理
- みどり豊かな住まい景観の創出
- 上下水道整備の推進

凡 例

表 示	項 目	表 示	項 目
	商業ゾーン		地区拠点
	中高層住宅ゾーン		公益拠点
	低層住宅ゾーン		自然交差点にぎわい拠点
	自然緑地ゾーン		主要幹線道路
	地区計画		幹線道路
	地域界		補助幹線道路
			鉄道・駅(筑豊電鉄)
			都市計画公園
			文化財

図：地域づくりの方針図



地域別まちづくり構想

■西部地域

<地域の将来像>

活力とうるおいが共存するまち

<地域づくりの目標>

- 豊かな自然環境や垣生公園を活用した憩いの場づくり
- 自然と共生した住まいづくり
- 垣生公園、遠賀川や農地などの自然環境の連携によるにぎわいのまちづくり
- 産業の活性化による活力の創出

<地域づくりの方針>

土地利用・市街地整備の方針

- 自然と調和した適正な土地利用の規制・誘導
- 生産拠点の維持・充実
- 農地・緑地の保全と有効活用
- 垣生公園を拠点としたにぎわいづくり
- 良好な住宅地形成
- 土地需要に応じた適切な土地利用規制・誘導

その他の整備方針

- 地域防災力の強化
- 遠賀川を活かしたかわまちづくり
- 市街地内の良好なみどりの保全と公園の適正管理
- 上下水道整備の推進

道路・交通の整備方針

- 生産拠点につながる道路ネットワークの強化
- 人にやさしい歩道環境整備と安全・安心な生活道路や通学路の整備
- 公共交通の利便性の向上と利用促進

凡 例

表 示	項 目	表 示	項 目
	土地利用調整区域 (市街化区域拡大検討)		地区拠点
	用途検討ゾーン		自然交流にぎわい拠点
	商業ゾーン		生産拠点
	中高層住宅ゾーン		主要幹線道路
	工業ゾーン		幹線道路
	田園集落ゾーン		補助幹線道路
	自然緑地ゾーン		直方北九州自転車道
	地区計画		鉄道・駅(JR)
	条例指定区域		都市計画公園
	地域界		文化財

図：地域づくりの方針図



実現化方策

■実現化にむけた基本方針

都市計画マスタープランの運用

【総合的な都市づくりの運用指針】

- 本計画は、「中間市第5次総合計画」をはじめとした上位計画や関連する個別計画を踏まえて、都市づくりの方針を定めており、本計画で設定した方針を踏まえ、都市づくりを実施していくものとします。

【地域づくりの運用指針】

- 身近な地域における都市づくりにおいて、本市の都市づくりの方向性について統一した意識を共有する指針として活用を図ります。

【計画の周知と情報の共有化】

- 都市計画マスタープランの積極的な周知に努めるとともに、市民や事業者等との対話を行い、お互いの理解を深め都市づくりの実現にむけた取組みを行います。

協働のまちづくり

- まちづくりにおいては、市民・事業者の皆さんの活動そのものが重要な役割を担っていることから、各施策の計画段階から市民意見を反映する機会を充実させるとともに、説明会やホームページなどで情報発信に努めます。また、維持・管理段階における市民等の積極的な参加を支援します。

都市計画マスタープランの進行管理

- おおむね5年ごとに実施される都市計画に関する基礎調査を用いて、土地利用の状況等の定量的な評価及び本計画の進捗状況について把握することで、必要に応じて見直しを行うなど、計画の管理・評価を進めます。

■実現化方策

整備の推進体制

【国・県・近隣市町及び関係機関との連携強化】

- 国、県等が進める関連する計画との連携を図り、総合的な都市づくりを進めます。
- 様々な分野における関係機関との協力と協議・調整を図りながら、まちづくりを進めます。
- 広域的な連携が必要となる施策については、本市の役割を踏まえ周辺市町との連携を図ります。

【市民主体のまちづくり支援】

- まちづくりについての理解を広めるために、情報提供や意見交換の場を設けるなどの機会を充実させ、市民のまちづくりに対する機運を醸成します。
- 市民主体のまちづくり活動を支援します。

【庁内推進体制の構築】

- 庁内においても本計画を周知し、推進体制の構築を進めます。
- 事業展開においては、本計画との整合を図ります。

整備プログラム

- 実現化にむけた基本方針を踏まえ、全体構想や地域別構想で掲げた都市づくりの実現にむけて、主要な事業等を整備プログラムと位置づけ、計画期間における取組みと実現を目指していきます。
- 整備プログラムに掲げる各種施策内容については、実現化の基本方針に掲げるように、市民や事業者との協働、計画の進行管理を踏まえながら、適宜精査、見直しを進めます。

